

中華人民共和国主席令

第 23 号

『「中華人民共和国再生可能エネルギー法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』は、中華人民共和国第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議において、2009 年 12 月 26 日に採択されている。ここに公布し、2010 年 4 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2009 年 12 月 26 日

中華人民共和国再生可能エネルギー法

(2005 年 2 月 28 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 14 回会議にて採択。 2009 年 12 月 26 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議 『「中華人民共和国再生可能エネルギー法」の改正に関する決定』に基づき改正。)

目 次

第一章 総 則

第二章 資源調査及び発展計画

第三章 産業指導及び技術サポート

第四章 普及及び応用

第五章 価格管理及び費用補償

第六章 経済インセンティブ及び監督措置

第七章 法的責任

第八章 附 則

第一章 総 則

第1条 再生可能エネルギーの開発利用を促進し、エネルギーの供給を増やし、エネルギー構造を改善し、エネルギーの安全性を保障し、環境を保護し、経済社会の持続可能な発展を実現するため、本法を制定する。

第2条 本法にいう再生可能エネルギーとは、風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー及び海洋エネルギーなど非化石エネルギーを指す。

水力発電への本法適用については、国務院エネルギー主管部門より規定し、国務院に報告・申請してその承認を受ける。

低効率焼却炉での直接燃焼方式により藁類、薪、糞便などを利用することについては、本法を適用しない。

第3条 本法は、中華人民共和国の領域及び管轄するその他海域において適用する。

第4条 国は、再生可能エネルギーの開発利用をエネルギー発展の優先領域とし、再生可能エネルギーの開発利用総量目標を制定し、相応する措置を講じることにより、再生可能エネルギー市場の建設及び発展を促進する。

国は、各種所有制の経済主体が再生可能エネルギーの開発利用に参加することを奨励し、法により再生可能エネルギーの開発利用者の合法的利益を保護する。

第5条 国務院エネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発利用に対し、統一管理を実施する。国務院の関連部門は、各自の職責の範囲内で、再生可能エネルギーの開発利用に関する管理活動に責任を負う。

県級以上の地方人民政府のエネルギー管理部門は、本行政区域内における再生可能エネルギーの開発利用に関する管理活動に責任を負う。県級以上の地方政府の関連部門は、各自の職責範囲において関連する再生可能エネルギーの開発利用に関する管理活動に責任を負う。

第二章 資源調査及び発展計画

第6条 国務院のエネルギー主管部門は、全国における再生可能エネルギー資源に関する調査を手配し、調整し、ならびに国務院の関連部門とともに資源調査にかかる技術規範の制定を手配する。

国務院の関連部門は、各自の職責範囲内で再生可能エネルギー資源に関する調査に責任を負い、調査の結果を国務院エネルギー主管部門に報告する。

再生可能エネルギー資源の調査結果は、公布しなければならない。但し、国が秘密を保持すべきであると規定する内容を除く。

第7条 国務院エネルギー主管部門は、全国におけるエネルギーの需要及び再生可能エネルギー資源の実際の状況を踏まえ、全国における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期的な総量目標を制定し、国務院に報告してその承認を受けた後に執行し、公布する。

国務院のエネルギー主管部門は、前項に規定された総量目標と、省、自治区及び直轄市における経済発展ならびに再生可能エネルギー資源の実際の状況を踏まえ、省、自治区及び直轄市人民政府とともに各行政区域における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期的な目標を確定し、公布する。

第8条 国務院のエネルギー主管部門は、国務院の関連部門とともに、全国における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期総量目標及び再生可能エネルギー技術の発展状況を踏まえ、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画を作成し、国務院に報告してその承認を受けた後に実施する。

国務院の関連部門は、全国における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期総量目標の実現に有利となる関連計画を制定しなければならない。

省、自治区及び直轄市人民政府においてエネルギー管理活動を行う部門は、本級人民政府の関連部門とともに、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画及び本行政区域内における再生可能エネルギーの開発利用に関する中長期目標を踏まえ、本行政区

域における再生可能エネルギーの開発利用計画を作成し、本級人民政府の承認を受けた後、国务院のエネルギー主管部門及び国家電力監督管理機構に報告・届出をし、ならびに実施を手配する。

承認を経た計画は公布しなければならない。但し、国が秘密を保持すべきであると規定する内容を除く。

承認を経た計画に修正を加える必要がある場合には、元の審査機関より承認を受けなければならない。

第9条 再生可能エネルギーの開発利用計画の作成にあたり、各地の実状に応じ、統一して計画して各方面に配慮し、合理的に配置し、秩序ある発展を図るという原則に則り、風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー及び海洋エネルギーなど再生可能エネルギーの開発利用について統一手配を行う。計画内容には、発展目標、主な任務、区域配置、重点プロジェクト、実施の進捗、周辺電力網の建設、サービスシステム及び保障措置などを含まなければならない。

編成を手配する機関は、関連する事業者、専門家及び公衆の意見を聴取し、科学的な論証をしなければならない。

第三章 産業指導及び技術サポート

第10条 国务院のエネルギー主管部門は、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画に基づき、再生可能エネルギー産業の発展指導目録を制定し、公布する。

第11条 国务院標準化行政主管部門は、国の再生可能エネルギー電力網接続の技術基準及びその他全国範囲において技術要求を統一する必要がある再生可能エネルギー技術及び製品に関する国家基準を制定し、公布しなければならない。

前項に規定される国家基準において規定されていない技術要求については、国务院の関連部門は関連する業界基準を制定し、国务院の標準化行政主管部門に報告・届出をすることができる。

第 12 条 国は、再生可能エネルギーの開発利用に関する科学技術研究及び産業化への発展を、科学技術発展とハイテク技術産業の発展における優先的分野とし、国家科学技術の発展計画及びハイテク産業発展計画に組入れるとともに、資金を手配して再生可能エネルギーの開発利用に関する科学技術研究、適用モデル及び産業化発展をサポートし、再生可能エネルギーの開発利用に関する技術進歩を促進し、再生可能エネルギー製品の生産コストを引下げ、製品の品質を向上させる。

国務院の教育行政部門は、再生可能エネルギーに関する知識及び技術を普通教育及び職業教育課程に取入れなければならない。

第四章 普及及び応用

第 13 条 国は、再生可能エネルギーの電力網接続による発電を奨励する。

再生可能エネルギーの電力網接続による発電プロジェクトの建設にあたり、法律及び国務院の規定に基づき、行政許可を取得するか又は報告・送付して届出をしなければならない。

行政許可を取得すべき再生可能エネルギーの電力網接続による発電プロジェクトの建設にあたり、複数の者が同一プロジェクトについて許可を申請した場合、法により入札募集を通じて被許可人を確定しなければならない。

第 14 条 国は、再生可能エネルギー発電について保障性のある全額買取制度を実施する。

国務院のエネルギー主管部門は、国家電力監督管理機構及び国務院の財政部門とともに、全国における再生可能エネルギーの開発利用計画に基づき、計画期間において到達すべき再生可能エネルギー発電量が全ての発電量に占める比重を確定し、電力網企業が再生可能エネルギーを優先的に調整し、全額を買取り発電することにかかる具体的な方法を制定し、ならびに国務院のエネルギー主管部門が国家電力監督管理機構とともに年度内に具体的に実施することを督促する。

電力網企業は、再生可能エネルギーの開発利用計画に基づいて建設され、法により行政許可を取得するか又は報告・送付届出済みである再生可能エネルギー発電企業との間で電力網接続協議を締結し、その電力網が網羅する範囲における電力網接続技術基準に合致する再生可能エネルギーの電力網接続による発電プロジェクトの電力網接続電力量を全額買取る。発電企業は、電力網企業に協力し、電力網の安全を保障する義務を有する。

電力網企業は、電力網の建設を強化し、再生可能エネルギー電力の配置範囲を拡大し、インテリジェンス電力網及びエネルギー備蓄などの技術を発展させ、これを応用し、電力網の運行管理をよりいっそう充実させ、再生可能エネルギー電力を吸収する能力を高め、再生可能エネルギー発電のために電力網接続サービスを提供する。

第 15 条 国は、電力網が網羅されていない地区における再生可能エネルギーの独立電力システムの建設をサポートし、現地における生産及び生活のために電力サービスを提供する。

第 16 条 国は、バイオマス燃料のクリーンでなお且つ効率の高い開発利用を奨励し、エネルギー作物の発展を奨励する。

バイオマス資源を利用して生産した天然ガス及び熱が、都市天然ガスパイプライン網及び熱パイプラインの接続に関する技術基準に合致する場合、天然ガスパイプライン網及び熱パイプラインを経営する企業は、その接続を受け入れなければならない。

国は、バイオ液体燃料の生産及び利用を奨励する。石油販売企業は、国务院のエネルギー主管部門又は省級人民法院の規定に基づき、国の基準に合致するバイオ液体燃料をその燃料販売システムに組入れなければならない。

第 17 条 国は、事業者及び個人が太陽エネルギー熱水システム、太陽エネルギー暖房・冷房システム及び太陽光発電システム等太陽エネルギーを利用するシステムを据付け、使用することを奨励する。

国务院の建設行政主管部門は、国务院の関連部門とともに、太陽エネルギーの利用システムと建築を結合させた技術経済政策及び技術規範を制定する。

不動産開発企業は、前項に規定する技術規範に基づき、建物の設計及び施工において、太陽エネルギー利用のために必要となる条件を提供しなければならない。

既に建設済みの建物について、住民はその品質及び安全に影響しないことを前提として、技術規範及び製品基準に合致した太陽エネルギー利用システムを据付けることができる。但し、当事者が別途約定している場合を除く。

第 18 条 国は、農村地区における再生可能エネルギーの開発利用を奨励し、サポートする。

県級以上の人民政府のエネルギー管理部門は、関連部門とともに、現地経済及び社会の発展、生態保護ならびに衛生面における総合統治の必要性など実際の状況に基づき、農村地区の再生可能エネルギーの発展計画を制定し、現地に即したメタンガスの応用などバイオマス資源への転化、個人住宅用太陽エネルギー、小型風力エネルギー及び小型水力エネルギーなどの技術を推進する。

県級以上の人民政府は、農村地区における再生可能エネルギーの利用プロジェクトに対して財政サポートを提供しなければならない。

第五章 価格管理及び費用補償

第 19 条 再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網接続電気価格について、国务院の価格主管部門より類型ごとに、再生可能エネルギー発電の特徴及び地区ごとの状況を踏まえ、再生可能エネルギーの開発利用の促進に有利となることならびに経済合理原則に基づいて確定し、再生可能エネルギーの開発利用技術の発展状況を踏まえて適時調整する。電力網接続電気価格は、公布しなければならない。

本法第 13 条第 3 項の規定に基づいて入札募集した再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網接続電気価格について、落札により確定された価格に照らして執行する。但し、前項の規定に基づいて確定した同類の再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網接続電気価格のレベルを上回ってはならない。

第 20 条 電力網企業が本法第 19 条の規定により確定された電力網接続電気価格に基づいて再生可能エネルギー電力量を買取るために発生する費用が、通常のエネルギー発電の平均電力網接続電気価格に照らして計算する発生費用を上回る差額については、全国範囲において、電力量の販売により徴収された再生可能エネルギー電気価格に付加して補償する。

第 21 条 電力網企業が再生可能エネルギー電力量を買付けるために支払う合理的な電力網接続費用ならびにその他合理的な関連費用については、電力網企業の送電コストに組入れるとともに、販売電力価格から回収することができる。

第 22 条 国が投資又は補助して建設する公共再生可能エネルギーの独立電力システムの販売電気価格については、同一地区の分類販売電気価格を執行し、その合理的な運行及び管理費用が販売電気価格を超過する部分については、本法第 20 条の規定に基づいて補償する。

第 23 条 都市パイプラインに入る再生可能エネルギー熱力及び天然ガスの価格については、再生可能エネルギーの開発利用の促進に有利となることならびに経済合理原則に基づいて、価格管理権限に照らして確定する。

第六章 経済インセンティブ及び監督措置

第 24 条 国家財政は再生可能エネルギー発展基金を設立し、資金リソースには、国家財政が手配する年度特定項目資金及び法により徴収する再生可能エネルギー電気価格にかかる付加収入等を含む。

再生可能エネルギー発展基金は、本法第 20 条及び第 22 条に規定される差額費用の補償に用いるとともに、以下の事項に対するサポートに用いる。

- (一) 再生可能エネルギーを開発・利用した科学技術研究、基準制定及びモデル工事。
- (二) 農村、牧畜地区における再生可能エネルギー利用プロジェクト。
- (三) 僻地及び島における再生可能エネルギーの独立電力システムの建設。

(四) 再生可能エネルギーの資源探査、評価及び関連する情報システムの建設。

(五) 再生可能エネルギーの開発・利用設備の現地化生産の促進。

本法第 21 条に規定される電力網接続費用及びその他関連費用について、電力網企業が販売電力価格により回収することができない場合、再生可能エネルギー発展基金による補助を申請することができる。

再生可能エネルギーの発展基金の徴収・使用・管理に関する具体的な方法については、国務院の財政部門が国務院エネルギー主管部門及び価格主管部門より制定する。

第 25 条 国の再生可能エネルギー産業発展指導目録に組入れられ、貸付条件に合致する再生可能エネルギーの開発・利用プロジェクトについて、金融機関は財政利息補助のある優遇貸付を提供することができる。

第 26 条 国は、再生可能エネルギー産業発展指導目録に組入れられるプロジェクトについて、税収上の優遇を与える。具体的な方法は、国務院により規定する。

第 27 条 電力企業は、再生可能エネルギー発電に関する資料を真実とおり且つ完全に記載・保存し、電力監督機構による検査及び監督を受け入れなければならない。

電力監督管理機構が検査を行う場合、規定されるプロセスに従って進行し、検査を受ける事業者のために商業秘密及びその他秘密を保守しなければならない。

第七章 法的責任

第 28 条 国務院のエネルギー主管部門及び県級以上の地方人民政府のエネルギー管理部門及びその他関連部門が、再生可能エネルギーの開発・利用にかかる監督管理活動において、本法の規定に違反し、以下の行為の一つがあった場合には、本級人民政府又は上級人民政府の関連部門より是正を命じ、責任を負う主要管理者とその他直接責任者については、法により行政処分に処し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

(一) 法に基づく行政許可決定を行わなかった場合。

(二) 違法行為を発見したにもかかわらず、調査・処理をしなかった場合。

(三) 法に基づく監督管理職責を履行しないその他行為があった場合。

第 29 条 本法第 14 条の規定に違反し、電力網企業が規定とおりに再生可能エネルギー電量の買付を完成せず、再生可能エネルギー発電企業に経済損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。ならびに、国家電力監督管理機構より期限付きで是正を命じ、是正を拒否した場合には、再生可能エネルギー発電企業にもたらした経済損失の 1 倍以下の罰金に処す。

第 30 条 本法第 16 条第 2 項の規定に違反し、天然ガスパイプライン及び熱力パイプラインの経営企業が、電力網接続の技術基準に合致している天然ガス及び熱力を接続させることを許可しなかったために、天然ガス及び熱力の生産企業に経済損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。ならびに、省級人民政府のエネルギー管理部門より期限付きで是正を命じ、是正を拒否した場合には、天然ガス及び熱力の生産企業にもたらした経済損失の 1 倍以下の罰金に処す。

第 31 条 本法第 16 条第 3 項の規定に違反し、石油販売企業が規定とおりに国家基準に合致するバイオ液体燃料をその燃料販売システムに組入れなかったために、バイオ液体燃料生産企業に経済損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。ならびに、国务院のエネルギー主管部門又は省級人民政府のエネルギー管理部門より期限付きで是正を命じ、是正を拒否した場合には、バイオ液体燃料生産企業にもたらした経済損失の 1 倍以下の罰金に処す。

第八章 附 則

第 32 条 本法における以下の用語の語義は、以下のとおりとする。

(一) バイオマスエネルギーとは、自然界の植物、糞便及び都市・郷村の有機廃物を利用して転成したエネルギーをいう。

(二) 再生可能エネルギーの独立電力システムとは、電力網と接続せずに単独で運行する再生可能エネルギーの電力システムをいう。

(三) エネルギー作物とは、専門的な栽培を経て、エネルギー原料として提供される草本植物及び木本植物をいう。

(四) バイオ液体燃料とは、バイオマス資源を利用して生産するメタノール、アルコール及びバイオディーゼルなど液体燃料をいう。

第33条 本法は、2006年1月1日より施行する。

<p>日本が生んだ世界のスポーツ</p>  <p>KEIRIN</p>	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。</p> <p>http://ringring-keirin.jp</p>
--	---